教科書と小学校学習指導要領「社会」及び「アイヌ民族：歴史と現在」（公益財団法人アイヌ民族文化財団）との「対応表」

本資料は、道内で採択されている小学校社会科の教科書における「アイヌの人たちの歴史・文化」に関わる記述と学習指導要領及び公益財団法人アイヌ民族文化財団が作成する副読本「アイヌ民族：歴史と現在」との関連を示しています。

【第５学年】

小学校学習指導要領　第２章　各教科　第２節　社会
第２　各学年の目標及び内容　〔第５学年〕
２　内容
(1) 我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ｲ) 我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること。
イ　次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
(ｲ) 地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現すること。

教育出版	東京書籍	副読本の記載
P47「アイヌの人たちの文化」 北海道には昔からアイヌの人たちが住み、自然とともに生きるくらしの中で、服装や料理など、独自の文化を築いてきました。北海道には、アイヌ語がもとになった地名がたくさんあります。 ・札幌＝「サッポロペッ」…「かわいた大きな川」の意味 ・知床＝「シﾘｴﾄｯ」…「大地のつき出た部分」の意味 （写真）さけをほしてつくる、アイヌの人たちの伝統的な保存食 **P58「自然とともに生きる人々のくらし～アイヌの人たち～」** アイヌの人たちは、古くから、北海道をはじめ、北は樺太（サハリン）や千島列島、南は東北地方の北部までのはん囲でくらしていました。 自分たちがくらす地域の自然条件を深く理解していたアイヌの人たちは、豊かな自然の中で、独自の文化と歴史を築いてきました。 （写真）さけの漁でも使われた、伝統的なふね	**上P62「調べる」** 北海道に伝わるアイヌの文化は、どのようなものでしょうか。 **上P62「守ってきた文化を受けつぐ」** 北海道を中心とする地域に昔から生活していたのは、先住民族であるアイヌの人々です。アイヌの人々は、どのようなくらしをしてきたのでしょうか。 アイヌの人々は、身近にある木や草でつくったチセとよばれる家に住み、魚や動物、山菜をとったり、あわなどのざっこくを育てたりしながら、豊かな自然の中でくらしていました。自然のめぐみに感謝しながら、すべてのものや生き物に、カムイ（神）を感じてくらしていたのです。 また、本州やロシアなどと交流して、絹や木綿、しっきなどを手に入れていました。	**１．アイヌ民族の文化** P6～7 「１　アイヌ語の地名」 P8～9 「２　衣服」 P10～11 「３　食べもの」 P12～13 「４　住まい」 P14～15 「５　信こう」 P16～17 「６　歌とおどり」

教育出版	東京書籍	副読本の記載
P58～59（写真）アイヌの人たちのチセ（家） P59（写真）アイヌの人たちの伝統的な楽器 P59（写真）オリンピックの会場でひろうされた、アイヌの人たちの伝統的なおどり	**上P62 ことば「先住民族」** 　その土地にもともとくらしていた人々です。国会では、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されており、2020（令和２）年には北海道白老町に民族共生象徴空間（ウポポイ）が開業しました。わたしたちには、先住民族であるアイヌの人々の文化を大切にすることが求められています。 （写真）アットゥシ （写真）チセ （写真）サケの寒ぼし （写真）アイヌ民族のおどり （写真）民族共生象徴空間（ウポポイ） **上P63「アイヌ語がもとになった北海道の地名」** 　地図帳を広げて、北海道の地名を見てみると、ほかの地域ではあまり見られない読み方の地名を見つけることができます。 　北海道の地名の多くは、アイヌの人々が使うアイヌ語が由来となったとされています。北海道の各地の地名には、自然とともに生きてきたアイヌの人々の言葉が反えいされています。 （地図）アイヌ語がもとになったとされる主な地名	

【第６学年】

小学校学習指導要領　第２章　各教科　第２節　社会
第２　各学年の目標及び内容　〔第６学年〕
２　内容
(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ｱ) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。
イ　次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
(ｱ) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。

教育出版	東京書籍	副読本の記載
P20～21「すべての人が幸せに生きるために」 一方で、就職や結婚などの際に差別を受けるなど、人権が十分に守られないことが起こっています。アイヌの人たちや在日外国人、障がいのある人などに対する差別や偏見、性別による差別も解消していかなければなりません。 P21「先住民族の人々の人権」 アイヌの人たちは、日本に古くから住む先住民族としての権利をうったえ続けてきました。1997年、日本では、アイヌの人たちのもっている独自の文化を守るためにアイヌ文化振興法がつくられました。 2007年に、世界の国々が加盟する国際連合で、アイヌ民族をふくむ世界の先住民族の権利を守ることを目ざす宣言が採択されました。これを受けて、2008年、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。 （写真）国際連合の会議で演説するアイヌの人たちの代表		２．アイヌ民族の歴史 P38～39 「８　アイヌ協会を作る」 P40～41 「９　先住民族として」 ３．アイヌ民族の文化と現代社会 P42～44 「１　いろいろな文化が共に生きる社会に」 P45～47 「２　アイヌ文化の精神を今に生かす」

【第６学年】

小学校学習指導要領　第２章　各教科　第２節　社会
第２　各学年の目標及び内容　〔第６学年〕
２　内容
(2) 我が国の歴史上の主な事象について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。その際、我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに、大まかな歴史を理解するとともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解すること。
(ｷ) 江戸幕府の始まり、参勤交代や鎖国などの幕府の政策、身分制を手掛かりに、武士による政治が安定したことを理解すること。
(ｸ) 黒船の来航、廃藩置県や四民平等などの改革、文明開化などを手掛かりに、我が国が明治維新を機に欧米の文化を取り入れつつ近代化を進めたことを理解すること。
(ｹ) 日中戦争や我が国に関わる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピック・パラリンピックの開催などを手掛かりに、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことを理解すること。
イ　次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
(ｱ) 世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して、我が国の歴史上の主な事象を捉え、我が国の歴史の展開を考えるとともに、歴史を学ぶ意味を考え、表現すること。

教育出版	東京書籍	副読本の記載
P73「文化を伝えて保存する博物館の役割－アイヌの人たちの文化の復興を目ざして」 アイヌの人たちは、古くから、北海道をはじめ、北は樺太（サハリン）や千島列島、南は東北地方の北部までの範囲の土地で暮らしていました。そして、アイヌ語という言語をもち、独自の文化と歴史を築いてきました。 しかし、アイヌ語や伝統工芸の一部など、受けつぐ人が減少し、続けていくことが難しくなっている文化があります。また、アイヌの人たちの歴史や文化について、十分に理解されていないという課題もあります。アイヌの人たちの歴史や文化への理解を深め、未来へつなげていくために、2020（令和２）年、北海道白老町に民族共生象徴空間（ウポポイ）が開かれました。 ウポポイでは、国立アイヌ民族博物館をはじめ、アイヌの人たちの歴史や文化を学ぶことができる施設の見学や、伝統的なおどりの鑑賞、木ぼりやししゅうの体験などを通して、アイヌの人たちの暮らしや文化について知ることができます。		**１．アイヌ民族の文化** P6～7 「１　アイヌ語の地名」 P8～9 「２　衣服」 P10～11 「３　食べもの」 P12～13 「４　住まい」 P14～15 「５　信こう」 P16～17 「６　歌とおどり」

教育出版	東京書籍	副読本の記載
	歴史編P85「鎖国のなかでの交流」 鎖国の間も、ほかの国や地域との交流がとだえたわけではありませんでした。オランダや中国との貿易は長崎で行われ、朝鮮との貿易は対馬藩を通じて行われていました。また、薩摩藩に征服された後も琉球（沖縄県）は中国との貿易を続け、蝦夷地（北海道）では松前藩がアイヌの人々との交易を行っていました。	３．アイヌ民族の文化と現代社会 P42～44 「１　いろいろな文化が共に生きる社会に」
P150～151「鎖国のもとでの交流」 北海道には、独自の文化をもつアイヌの人たちが古くから住んでいました。北海道の南部に領地をもつ松前藩は幕府の許可を得てアイヌの人たちと交易を行い、海産物や毛皮、織物などと、本州の産物を取り引きしました。 P150（写真）アイヌの人たちが作った織物 P151「北海道」 蝦夷地とよばれていた北海道では、アイヌの人たちが、狩りや漁を行いながら生活していました。松前藩との交易が始まると、アイヌの人たちは、不利な条件の取り引きをしいられたり、自然を荒らされたりして、しだいに生活をおびやかされるようになりました。これに抗議して、アイヌの人たちは戦いを起こしましたが、松前藩に敗れ、いっそう厳しく支配されるようになりました。 （写真）シベチャリチャシ跡 （図）漁場で働くアイヌの人たち	歴史編P87「ゆうとさんのレポート『北海道』」 江戸時代、北海道は蝦夷地とよばれていました。ここでは、アイヌの人々が、狩りや漁で得たものを日本や中国の商人と取り引きしていました。アイヌの人々が中国との交易で手に入れた蝦夷錦とよばれる絹でおられた着物は、高い値段で取り引きされました。17世紀半ば、シャクシャインに率いられたアイヌの人々は、不正な取り引きを行った松前藩と戦いました。 （写真）蝦夷錦 （写真）シャクシャインのとりでの跡	２．アイヌ民族の歴史 P28～29 「３　シャクシャインの戦い」 【関連項目】 P24～25 「１　縄文文化からアイヌ文化へ」 P26～27 「２　コシャマインの戦い」 P30～31 「４　クナシリ・メナシの戦い」 P32～33 「５　漁場ではたらくかげで」
P177「北海道と沖縄」 政府は、蝦夷地を北海道と改め、開拓に力を入れました。仕事を失った武士や農民などを北海道に送り、屯田兵として、原野の開拓と北方の警備にあたらせました。古くから北海道に住んでいたアイヌの人たちは、平民とされましたが、土地や漁場などの権利を失い、生活が成り立たなくなりました。また、日本語を使うことや、日本式の名前を名のることをしいられ、アイヌ民族の伝統的な文化や習慣は禁止されていきました。	歴史編P153「アイヌの伝統文化を守るために」 戦後になっても、アイヌの人々は明治時代の法律が適用されたままでした。1997（平成９）年にようやくアイヌ文化を守る新しい法律が制定され、2008年には国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が可決されました。2020年には、北海道白老町にウポポイ（民族共生象徴空間）が開園しました。 （写真）ウポポイ	２．アイヌ民族の歴史 P34～35 「６　北海道の『開拓』とアイヌ民族」 P36～37 「７　北海道旧土人保護法」 P38～39 「８　アイヌ協会を作る」 P40～41 「９　先住民族として」